

「墨田区観光振興プラン（改定版）」（素案）に対するご意見等の概要と区のお考え方について

「墨田区観光振興プラン（改定版）」（素案）の内容について、広くご意見を募集したところ、3件の貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました。

今回いただいたご意見・ご提案についての概要及び区のお考え方を公表するとともに、ご意見・ご提案いただきました方々に対し、厚く御礼申し上げます。

1 パブリックコメントの実施概要

皆様からの意見募集は、墨田区パブリックコメント手続きに係る基準に則り、以下のとおり実施いたしました。

(1) 公表資料

「墨田区観光振興プラン（改定版）」（素案）及び概要版

(2) 意見募集期間

平成27年3月17日（火）から平成27年4月6日（月）まで

(3) 意見募集の周知・公表方法

パブリックコメントの実施の周知

- ・区のお知らせ3月21日号
- ・区ホームページ（3月17日から4月6日まで）

公表資料の閲覧方法

- ・区ホームページ
- ・区民情報コーナー（庁舎1階）
- ・産業観光部観光課窓口（庁舎14階）

(4) 意見提出方法

文書を郵送、ファックス、電子メールまたは、持参により提出

(5) 意見提出先

産業観光部観光課

(6) 意見募集の結果

パブリックコメント意見者数3名（意見数3件）

パブリックコメントの意見の概要

意見等	意見に対する区の考え方
<p>墨田区が率先して飲食店内での禁煙を実施してほしい。</p>	<p>区といたしましてもたばこが健康に及ぼす影響は非常に大きいと認識しており、「たばこ対策」については、「区民の健康づくり総合計画」及び「墨田区がん対策基本方針」に基づき推進しております。</p> <p>受動喫煙防止対策としては、平成15年に「受動喫煙防止対策のための墨田区基本方針(ガイドライン)」において、区施設の受動喫煙防止対策は「禁煙」を基本とし、取り組みを推進しております。また、平成21年度から「受動喫煙防止対策実施施設登録制度」を設けて、禁煙又は分煙を実施している区内の施設の登録・公表をしているところです。</p> <p>国際観光都市として、また2020年のオリンピック開催に向けても、受動喫煙防止対策の推進は重要な課題であると考えており、いただいたご意見を真摯に受け止め、たばこ対策事業の更なる推進とともに、今後は所管部において学識経験者を交えた検討会を開催し、より実効性のある受動喫煙防止対策について各方面からのご意見をいただきながら、対策を講じてまいります。</p>
<p>リーディングプロジェクトの<8つの「観光拠点エリア」による墨田区全体の観光力の底上げ> 八広エリアについて、まち工場の集積や喫茶店などもあるので、「川辺の自然の風を満喫できるまち」というのがふさわしいものとは思えない。</p>	<p><8つの「観光拠点エリア」による墨田区全体の観光力の底上げ>で記述している8つのエリアのコンセプトは現行の観光振興プランで掲げているものです。今後の観光振興においてもこのコンセプトを引きついでいくとともに、改定する観光振興プランで掲げる戦略の取り組みを全区的に推進することで、地域の魅力の底上げを図っていきたいと考えています。</p>
<p>宿泊滞在型観光の視点の記述があまりない。</p> <p>墨田区には両国や羽田空港・成田空港とのアクセスの良い押上もあるので宿泊滞在型観光の視点を入れることで地域活性化にもつながるのではないかと。</p>	<p>ご指摘のとおり、宿泊滞在型観光の視点について、「戦略施策 - 観光客の受入れ体制の強化」において追記します。</p>